

## 船舶事故調査報告書

平成 29 年 2 月 9 日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委 員 小 須 田 敏  
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	平成 28 年 9 月 15 日 19 時 44 分ごろ
発生場所	熊本県玉名市玉名漁港大浜地区 <small>たまな おおはま</small> 大正開港 1 号防波堤灯台から真方位 155° 2.4 海里 (M) <small>たいしょうびらき</small> 付近 (概位 北緯 32° 51.1′ 東経 130° 31.6′)
事故の概要	漁船第七西山丸は、係留中、火災が発生した。 <small>にしやま</small> 第七西山丸は、操縦台等に焼損を生じた。
事故調査の経過	平成 28 年 10 月 31 日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか 1 人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第七西山丸、2.3 トン KM3-49864（漁船登録番号）、個人所有 9.23m (Lr) × 2.49m × 0.85m、FRP ガソリン機関、165kW（動力漁船登録票による）、平成 10 年 7 月 30 日
乗組員等に関する情報	船長 男性 75 歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和 51 年 9 月 24 日 免許証交付日 平成 27 年 8 月 4 日 (平成 33 年 7 月 31 日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	操縦台等に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約 1～2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員 3 人が乗り組み、のり養殖施設の支柱設置の目的で、玉名漁港沖に向けて同漁港大浜地区を出港した。 本船は、のり養殖施設の支柱の設置を終え、平成 28 年 9 月 15 日 16 時 00 分ごろ帰港し、船長が 17 時 00 分ごろ後片付け等を終えて離船し、無人状態となった。 船長は、20 時前に親族から係留中の本船が火災を起こしていると電話連絡を受け、急いで本船へ行った。

	<p>本船は、操縦台右舷側付近が燃えており、同僚及び消防署員がバケツ等で消火活動を行い、20時20分ごろ鎮火した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の焼損状況、写真2 操縦台の焼損状況 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、19時44分ごろ無人の状態で作縦台右舷側付近から煙の上がる様子が漁港に設置された防犯カメラに映像が残っていた。</p> <p>本船は、操縦台右舷側にある作業灯用スイッチの接続部付近の構造物並びに作業灯の電気配線の作業灯用スイッチから作業灯及びバッテリーの途中までが激しく焼損していた。</p> <p>作業灯の電気配線は、バッテリーの中間スイッチから作業灯用スイッチを経て作業灯に至っていた。</p> <p>作業灯のスイッチは、押しボタン式であり、本事故前から調子が悪く、押しても作業灯が点灯したり、点灯しなかったりしていた。</p> <p>バッテリーの中間スイッチは、本事故時、「入」の状態となっていた。</p> <p>作業灯は、平成10年の建造時から設置されており、本事故時まで電気配線等の点検が行われていなかった。</p> <p>船長は、作業灯が消灯していたものの、作業灯用スイッチのボタンが押された状態になっていたのかもしれないと、本事故後に思った。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、玉名漁港大浜地区で係留中、操縦台付近から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、操縦台右舷側にある作業灯用スイッチの接続部付近の構造物並びに作業灯の電気配線の作業灯用スイッチから作業灯及びバッテリーの途中までが激しく焼損していたこと、及び作業灯の電気配線が作業灯用スイッチを「入」の状態にしても作業灯が点灯したり、点灯しなかったりしていたことから、同スイッチとの接続部付近で断線等を生じて接続不良を起こし、被覆材が発生した火花又はジュール熱により発火した可能性があると考えられるが、出火した状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>作業灯用スイッチは、本事故当時、ボタンが押された状態になっていた可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、玉名漁港大浜地区で係留中、操縦台付近から出火したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スイッチ等に不具合がある場合には、速やかに業者に点検を依頼</li> </ul>

	すること。 ・定期的に電気配線の点検を行うこと。
--	-----------------------------

付図1 事故発生場所概略図

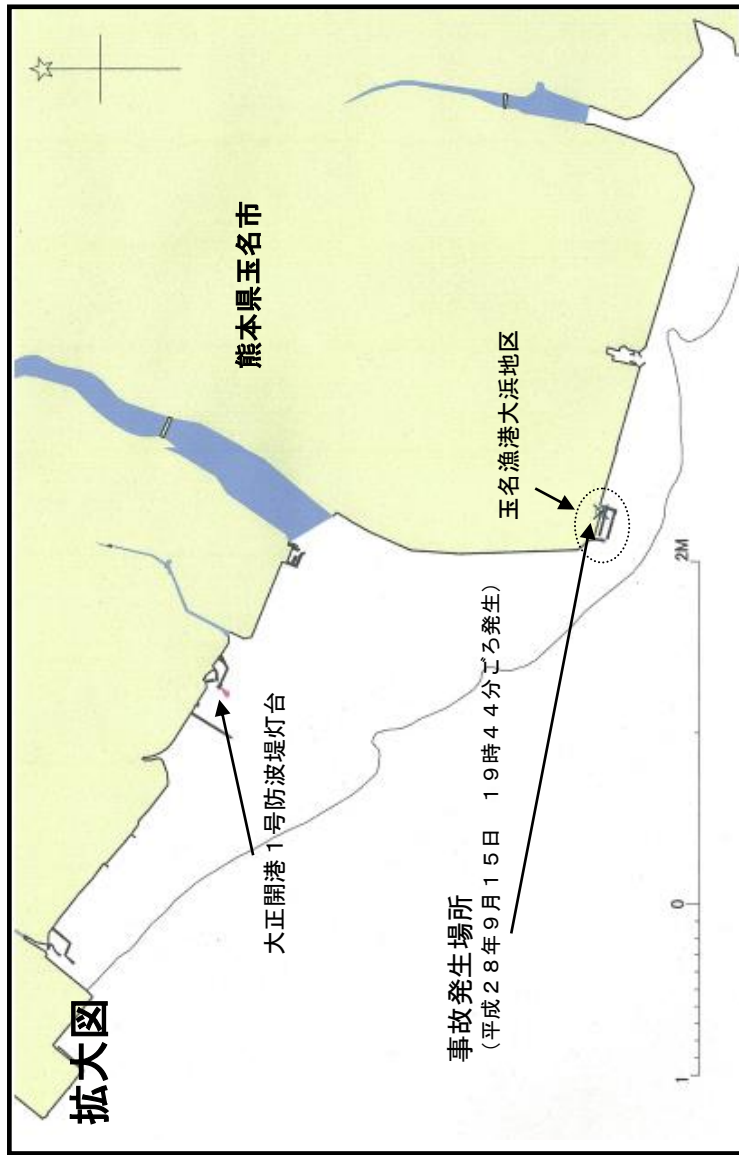
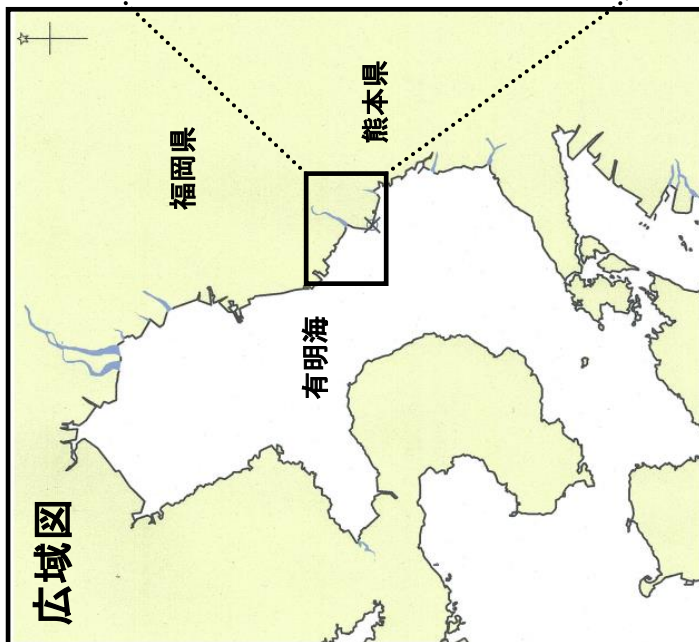


写真1 本船の焼損状況



写真2 操縦台の焼損状況

